

令和4年6月13日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
株式会社FFRIセキュリティ
代表取締役社長 鵜飼 裕 司

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、極力、書面による事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場につきましては、株主様の健康と安全を最優先にお考えいただきますようお願い申し上げます。書面による事前の議決権行使については、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和4年6月27日（月曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 令和4年6月28日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエアカンファレンス
イーストタワー2階 Room A
(末尾の会場ご案内図をご参照ください) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第15期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）事業報告、
連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類
監査結果報告の件
2. 第15期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）計算書類
報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 会計監査人選任の件 |

以 上

- (お願い) ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎新型コロナウイルスの感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻など上記対応を更新する場合がございます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.ffri.jp>）に掲載します。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に当社ウェブサイトを必ずご確認くださいませようお願いいたします。
- ◎体調不良と思われる方、海外から帰国されてから7日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから7日間が経過していない株主様は受付にてお申し出いただきますようお願いいたします。
- ◎株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。また、マスクを持参・着用しない株主様は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ◎感染拡大防止のために座席の間隔を拡げ、ご用意できる席数を例年より大幅に減少させていただきます。
- (お知らせ) ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.ffri.jp>）に掲載させていただきます。
- ◎本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、インターネット上の上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるサイバー・セキュリティ業界は、Emotetの再活発化などランサムウェアによる被害が再拡大した他、電気・ガスなどのエネルギー事業者や医療機関などの基幹インフラ事業者がサイバー攻撃を受け、システム停止に陥るなどの被害が発生しています。また、子会社や取引会社を踏み台に標的企業に打撃を与えるサプライチェーン攻撃と見られるサイバー攻撃の増加が確認されるなど、サイバー攻撃の高度化が進んでいます。さらに、ロシアのウクライナ侵攻に伴い国際社会の緊張が高まっており、敵対国への打撃を目的として基幹インフラ事業者などに向けたサイバー攻撃のさらなる増加が懸念されています。こうしたサイバー攻撃事案のリスクの高まりを受け、経済産業省を始めとする各省庁より国内の基幹インフラ事業者に対して対策の強化を呼びかける注意喚起がなされるなど、サイバー攻撃が社会に与える影響は大きく、警戒が高まっています。また、現在国会で審議が進んでいる「経済安全保障推進法案」でも、基幹インフラ事業者を対象に、サイバー攻撃を受ける可能性のある外国製品が使用されないよう事前審査を義務化する方針であるなど、国家安全保障及び経済安全保障対策としてサイバー・セキュリティの重要性が一層高まっています。

このような環境の中、当連結会計年度の経営成績は以下のとおりとなりました。

○サイバー・セキュリティ事業

(ナショナルセキュリティセクター)

ナショナルセキュリティセクターにおきましては、国際情勢の緊張と比例してサイバー攻撃のリスクが急速に高まっており、サイバー領域における安全保障は重要な課題となっています。我が国においては、サイバー防衛能力の強化に人も予算も大幅に増やしながらか変革を続けており

ますが、周辺諸国に比べ未だ十分とは言えず、今後も中長期にわたって急激な市場の拡大が見込まれます。当社グループにおいては、横須賀ナショナルセキュリティR&Dセンターにて、防衛産業及び関連組織向けにセキュリティ教育及び調査・研究案件や提案活動を進めた他、高度なスキルを持つ技術者の育成及び採用の強化など体制整備にも取り組んでおり、将来のナショナルセキュリティセクターでの大きな需要を取り込める体制構築を進めております。

この結果、当連結会計年度におけるナショナルセキュリティセクターの売上高は54,481千円となりました。

(パブリックセクター)

パブリックセクターにおきましては、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定に伴い、特に地方自治体におけるエンドポイントセキュリティの需要が増大しております。当社グループにおいては、NECやSky株式会社、NTTアドバンステクノロジー株式会社など、地方自治体向けの販売に強みを持つ販売パートナーとの連携強化を進め、OEM製品やSOCサービスの提供を開始しております。一方で、案件受注の増加を見込んでいたセキュリティ・サービスにおきましては、案件受注に必要な高い秘匿性を担保する体制の整備に時間を要した他、当初計画に織り込んでいた案件においても新型コロナウイルス感染症の再拡大により遅延、失注するなど、計画に対して影響が生じておりました。

この結果、当連結会計年度におけるパブリックセクターの売上高は531,510千円となりました。

(プライベートセクター)

プライベートセクターにおきましては、引き続き戦略的販売パートナーとの連携強化を進めた他、FFRI yarai Home and Business EditionのOEM提供による個人・小規模事業者向けの販売が拡大しております。また、エンドユーザーの満足度向上を目的に、FFRI yaraiの構築や運用に関する知識を認定する「FFRI yarai 技術者認定制度」を設け、当社製品を熟知した販売パートナーとの連携強化を進めております。サービス案件につきましては、セキュリティ調査・研究サービス及び車載セキュリティの関連案件を中心に実施しました。

この結果、当連結会計年度におけるプライベートセクターの売上高は901,799千円となりました。

○ソフトウェア開発・テスト事業

株式取得により完全子会社となった株式会社シャインテックにおきましては、品質保証業務等を中心に堅調に推移した他、将来的なサイバー・セキュリティ関連業務の提供に向けた教育体制の整備を進めております。

この結果、当連結会計年度におけるソフトウェア開発・テスト事業の売上高は291,553千円となりました。

また、NTTコミュニケーションズ株式会社との合弁会社である株式会社エヌ・エフ・ラボラトリーズにおきましては、高度セキュリティ人材が不足する市場状況を背景に案件が増加しており、足元では教育・研修案件や調査・テストなどの案件を進めた結果、持分法による投資利益51,342千円を計上しております。また、順調にエンジニアも増加しており、さらなる人材の育成基盤強化を進めております。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高1,779,344千円、営業利益103,457千円、経常利益156,236千円、親会社株主に帰属する当期純利益120,978千円となりました。

② 設備投資の状況

当社グループでは、情報セキュリティに対する新たな脅威に対応するため、開発環境の整備を中心とした設備投資を実施しております。当連結会計年度における設備投資額は35,715千円であり、その主な内容は、販売目的ソフトウェアの開発等として2,092千円、自社利用ソフトウェアの購入等として640千円、パソコン及びサーバー等の開発機器の購入等20,674千円、神奈川県横須賀市事務所の増床に伴う事務所造作費用12,308千円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 重要な組織再編等の状況

当社は、令和3年5月25日付で株式会社シャインテックの全株式を取得し、完全子会社としております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (平成31年3月期)	第 13 期 (令和2年3月期)	第 14 期 (令和3年3月期)	第 15 期 (当連結会計年度) (令和4年3月期)
売 上 高 (千円)	1,651,472	1,602,027	—	1,779,344
経 常 利 益 (千円)	282,592	341,726	—	156,236
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	203,197	274,488	—	120,978
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	24.82	33.52	—	14.96
総 資 産 (千円)	2,362,743	2,527,508	—	2,453,912
純 資 産 (千円)	1,316,131	1,590,724	—	1,723,396
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	160.70	194.23	—	213.56

- (注) 1. 第14期は連結計算書類を作成していないため、第14期の各指標については記載していません。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第15期の期首から適用しており、第15期の各指標については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (平成31年3月期)	第 13 期 (令和2年3月期)	第 14 期 (令和3年3月期)	第 15 期 (当事業年度) (令和4年3月期)
売 上 高 (千円)	1,649,848	1,600,678	1,618,275	1,487,790
経 常 利 益 (千円)	319,626	351,146	329,515	115,378
当 期 純 利 益 (千円)	123,505	273,853	249,242	89,564
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	15.09	33.44	30.43	11.07
総 資 産 (千円)	2,365,362	2,529,755	2,656,536	2,345,972
純 資 産 (千円)	1,319,276	1,592,971	1,842,214	1,648,693
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	161.09	194.50	224.94	204.30

- (注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第15期の期首から適用しており、第15期の各指標については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な子会社及び関連会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社シャインテック	12,000千円	100%	ソフトウェアに関する開発・テストなど

(注) 令和3年5月25日付で株式会社シャインテックの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社エヌ・エフ・ラボラトリーズ	200,000千円	40%	サイバー・セキュリティに関する教育・研修の実施、研究開発など

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

(研究開発)

IT技術が日々進歩する中、同時にコンピュータ・システムに対する新しい脅威が発生しております。また、サイバー・セキュリティ市場においては、情報漏えい等の被害発生が市場ニーズの発生契機となるケースが多数あります。当社では、このような後手の対応ではなく、被害発生前に予防することができる製品・サービスの提供が重要な課題であると考えており、すでに市場ニーズの存在する製品・サービスを開発するニーズ型の研究開発と併せて、市場ニーズを予測し、掘り起こすシーズ型の研究開発を行っております。今後においても、セキュリティ技術は常に進歩していることから、当社は最新技術の獲得のための研究開発の強化に取り組んでまいります。

(人材育成)

当社が今後成長するに当たり、優秀な技術者を中心とした人材の確保と育成は重要な課題となっております。当社は従業員が能力を最大限発揮できる体制を構築し、優秀な人材の採用と併せて、技術者を育成することにより全体の技術レベルの底上げに取り組んでまいります。

(セキュリティリテラシー)

当社製品・サービスの拡販には、ユーザーがコンピュータ・システムを取り巻く脅威の内容及びそれに対するセキュリティ対策の必要性を正しく理解していただくことが重要であると考えています。当社は、通常の営業活動の他、世間に広く流通する製品等の脆弱性や、その対策などの研究成果の一部をカンファレンスや新聞・雑誌・WEB媒体などを通じて広く情報提供することにより、ユーザーに脅威を周知し、それらに応じた適切な対策の導入を促す活動に取り組んでおります。

(ブランディング)

セキュリティ製品・サービスはその性質上、顧客において効果を実感する機会が多くないため、当社製品・サービスの拡販には、当社及び製品・サービスの性能に対する信頼性の確保が課題となっております。信頼性の確保には、導入事例の紹介や実際にマルウェアによる攻撃から当社製品がコンピュータ・システムを防御するデモンストレーションの実施、講演や各種媒体への広告宣伝等を通じて当社製品・サービスの有用性を訴求することが有効と考えております。また、Black Hat※等のカンファレンスにて最新のセキュリティ技術を発表することで当社の技術力を示すなど、当社の認知度・信頼性向上のための活動強化に取り組んでおります。

(コンシューマー市場での拡販)

ランサムウェアやオンラインバンキングの不正送金といった個人を標的とするサイバー攻撃が拡大を続けている中、既存のセキュリティ対策は高度化するサイバー脅威を前に効果が薄れてきており、有効な製品の普及はほとんど進んでいない状況となっております。また、個人向けのセキュリティ市場規模はICTの発達やモバイル端末の増加により拡大しており、当社は個人向け製品の拡販に取り組んでおります。

※ Black Hat 世界各国の企業や政府、教育機関等からのリーダーが一堂に会し、最先端のセキュリティ情報を発表する世界最大規模の国際セキュリティカンファレンス。

(5) 主要な事業内容 (令和4年3月31日現在)

サイバー・セキュリティの研究、セキュリティ製品の開発及び販売コンサルティング及び研修。

(6) 主要な営業所 (令和4年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

名 称	所 在 地
本社事務所	東京都千代田区
横須賀ナショナルセキュリティR&Dセンター	神奈川県横須賀市

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社シャインテック	神奈川県川崎市多摩区

(7) 使用人の状況 (令和4年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
サイバー・セキュリティ事業	117 (一) 名	一名増 (一)
ソフトウェア開発・テスト事業	60 (一) 名	一名増 (一)
合 計	177 (一) 名	一名増 (一)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
117 (一) 名	11名増 (一)	35.5歳	4.1年

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (令和4年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（令和4年3月31日現在）

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 24,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 8,190,000株 |
| ③ 株主数 | 8,901名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
鵜飼裕司	1,942,000株	24.06%
金居良治	1,441,600	17.86
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED (LONDON BRANCH) / SMTTIL / JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC	277,000	3.43
田中重樹	170,000	2.11
楽天証券株式会社	130,500	1.62
株式会社SBI証券	110,600	1.37
KIA FUND F149	68,800	0.85
増原憲治	56,100	0.70
野村證券株式会社	47,276	0.59
石山智祥	47,000	0.58

- (注) 1. 当社は自己株式を120,134株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式（120,134株）を控除して計算しております。
3. 上記鵜飼裕司氏の所有株式数には、令和3年3月16日付で締結した管理信託契約に伴い株式会社SMBC信託銀行が保有している株式数（令和4年3月31日現在600,000株）を含めて表記しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (令和4年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鵜飼裕司	
専務取締役	金居良治	最高技術責任者、ナショナルセキュリティ事業本部長
常務取締役	田中重樹	最高財務責任者
取締役	川原一郎	事業開発室長
取締役	梅橋一充	製品開発本部長
取締役(常勤監査等委員)	原澤一彦	
取締役(監査等委員)	松本勉	横浜国立大学大学院 環境情報研究院 教授 横浜国立大学 先端科学高等研究院 情報・物理セキュリティ研究ユニット 主任研究者 国立研究開発法人産業技術総合研究所 サイバーフィジカルセキュリティ研究センター 研究センター長
取締役(監査等委員)	山口功作	合同会社側用人 代表社員 xID株式会社 社外取締役
取締役(監査等委員)	平山孝雄	ヴェムウェア株式会社 公共営業部 アドバイザー UiPath株式会社 通信・公共営業本部 顧問 KELA株式会社 シニアアドバイザー

- (注) 1. 取締役(監査等委員)松本勉氏、山口功作氏及び平山孝雄氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、原澤一彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、取締役(監査等委員)松本勉氏、山口功作氏及び平山孝雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び管理職従業員等、並びに当社子会社の取締役、監査役及び管理職従業員等であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者が負担することとなる、職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償請求金及び争訟費用等の損害が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令等に違反することを認識しながら行った行為などの場合には補填の対象としないこととしております。

③ 取締役の報酬等

(イ) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は令和3年2月10日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

i. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本方針において同じ）の報酬は、固定金銭報酬のみを支払うこととし、個々の取締役の報酬額の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

ii. 個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、毎月支給する定額の固定金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

iii. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は固定金銭報酬のみで構成され、固定金銭報酬が個人別の報酬等の額の全部を占めるものとする。

iv. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、その具体的内容を決定するものとする。

(ロ) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報 酬 等 の 総 額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非 金 銭 報 酬 等	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	78,000 (-)	78,000 (-)	- (-)	- (-)	5名 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	22,800 (10,800)	22,800 (10,800)	- (-)	- (-)	4 (3)
合 計 (うち社外取締役)	100,800 (10,800)	100,800 (10,800)	- (-)	- (-)	9 (3)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役(監査等委員を除く。)の金銭報酬の額は、平成30年6月27日開催の第11回定時株主総会において、年額2億5千万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は5名です。
3. 取締役(監査等委員)の金銭報酬の額は、令和2年6月25日開催の第13回定時株主総会において、年額5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は4名です。

④ 社外役員に関する事項

(イ) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役(監査等委員) 松本勉氏は横浜国立大学大学院 環境情報研究院教授、横浜国立大学 先端科学高等研究院 情報・物理セキュリティ研究ユニット 主任研究者及び国立研究開発法人産業技術総合研究所 サイバーフィジカルセキュリティ研究センター 研究センター長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- 取締役(監査等委員) 山口功作氏は合同会社側用人 代表社員及びxID株式会社 社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

- ・取締役（監査等委員）平山孝雄氏はVIEWMウェア株式会社 公共営業部 アドバイザー、UiPath株式会社 通信・公共営業本部 顧問及びKELA株式会社 シニアアドバイザーであります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 (監査等委員) 松本 勉	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに、また、監査等委員会13回のうちすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、長年の情報工学研究で培った深い知識と幅広い知見に基づき、専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び議案審議に必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 山口 功作	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに、また、監査等委員会13回のうちすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、会社経営の経験を含む豊かな経験と、情報通信分野における実績に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び議案審議に必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 平山 孝雄	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに、また、監査等委員会13回のうちすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、ナショナルセキュリティにおける情報通信分野の豊富な経験と実績から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び議案審議に必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の定めに基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(ハ) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である松本勉氏、山口功作氏及び平山孝雄氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1千万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,600千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,600千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積り等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い、さらに過去の報酬実績等と比較検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条に定める会計監査人の解任の他、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 取締役及び使用人は、当社グループにおける企業倫理の確立ならびに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「コンプライアンス規程」を遵守します。

(ロ) 内部監査において各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。

(ハ) 取締役及び使用人は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告します。

② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程及び情報管理規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的記録により適切に保存及び管理を行います。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については「リスク管理規程」に基づき、効果的かつ総合的に実施します。

また、各部署において定期的なミーティングを実施し、業務の進捗やリスクの対策又は未然防止に関する報告及び検討を行い、必要に応じて取締役会に報告される体制をとっております。また、内部監査を実施し、リスク管理体制の評価を行うとともに、潜在的なリスクの発生状況を監査します。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

(イ) 当社は、取締役会を原則として毎月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項について審議・決定するとともに、業務の進捗やリスクに関する事項について審議・評価を行います。

- (ロ) 当社は、取締役の職務の執行の効率性を確保するため、中期経営計画・年度予算を策定し、その進捗状況を月次で取締役会に報告します。
- (ハ) 当社は、意思決定事項についての決裁方法、決裁者を定めた職務権限規程及び、各組織の業務分掌を定めた組織職務分掌規程を策定し、業務執行の範囲及び責任を明確化します。

⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (イ) 当社は子会社の経営内容を的確に把握するため、当社内に子会社担当部署を設置し、子会社から月次報告その他必要事項について定期報告を実施します。
- (ロ) 当社は、当社グループ内における取引の価格について、適正な基準を設定します。
- (ハ) 当社の監査等委員会は、当社子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けます。

⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
 - i. 監査等委員会は、必要がある場合は、内部監査担当者に監査業務を補助するよう命令することができます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、特段の事情がない限りこれに従うものとします。
 - ii. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査補助業務については、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとします。また、当該使用人の人事考課、人事異動及び懲戒処分は、監査等委員会の同意を得た上で行うこととします。
 - iii. 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとします。
- (ロ) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
 - i. 取締役及び使用人は、法令、定款等に違反する恐れのある事実、当社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、監査

等委員会に直ちに報告します。

- ii. その他の事項に関して、監査等委員会から報告を求められた場合は、取締役及び使用人は遅滞なく監査等委員会に報告します。
- iii. 監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とします。

(ハ) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

- i. 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
- ii. 監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、当社は、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。
- iii. 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けます。

(ニ) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会、内部監査部門及び監査法人は、必要に応じて相互に情報又は意見の交換を行うなど連携し、監査の実効性の向上を図ります。

⑦ その他

反社会的勢力排除のための体制

当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他の一切の関係を持たない社内体制を整備します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社は、取締役会の決議により内部統制システムの基本方針を決議しております。当社の内部統制システム全般につきましては、当該基本方針に基づき内部監査責任者がモニタリングし、整備・運用状況の改善に努めております。

② コンプライアンス

当社は、当社における企業倫理の確立並びに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「コンプライアンス規程」を遵守しております。

③ リスク管理体制について

当社は、リスク管理について必要事項を定めたリスク管理規程を整備し、リスク管理体制の構築・運用を行っております。また、当社を取り巻く環境の変化を考慮し、リスク管理体制及び運用は適宜見直しを行い、取り組んでおります。

④ 取締役の職務執行について

当社は、毎月1回取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時の取締役会を開催しており、法的決議事項及び経営方針等の経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行うほか、取締役の業務執行状況について監督しております。

⑤ 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員の取締役会への出席及び取締役、使用人からのヒアリングを通じて当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。また、監査等委員会に報告したことを理由とした、不利な取扱いを受けることのないよう監査等委員は十分な配慮を持った対応を行い、情報収集に努めております。監査等委員会がその職務を執行するにあたっての必要な予算は、年初に予算が確保されており、臨時支出等で予算を超過する場合についても、追加計上による承認を得る体制が整えられています。また、監査等委員会は会計監査人、内部監査部門など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,952,153	流動負債	720,581
現金及び預金	1,644,222	買掛金	5,666
売掛金	244,372	未払金	31,873
契約資産	9,340	未払費用	14,194
製品	488	未払法人税等	6,381
仕掛品	679	未払消費税等	16,321
前払費用	23,245	預り金	15,210
その他	29,803	賞与引当金	5,130
固定資産	501,758	契約負債	625,735
有形固定資産	38,529	その他	67
建物	18,407	固定負債	9,935
車両運搬具	2,293	資産除去債務	9,935
工具、器具及び備品	17,745		
その他	83		
無形固定資産	166,941	負債合計	730,516
商標権	85	(純資産の部)	
ソフトウェア	26,886	株主資本	1,723,396
ソフトウェア仮勘定のれん	10,721	資本金	286,136
投資その他の資産	296,287	資本剰余金	261,136
投資有価証券	254,829	利益剰余金	1,437,083
長期前払費用	1,089	自己株式	△260,960
差入保証金	28,437	純資産合計	1,723,396
繰延税金資産	11,932	負債純資産合計	2,453,912
資産合計	2,453,912		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自令和3年4月1日)
(至令和4年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,779,344
売上原価		553,311
売上総利益		1,226,033
販売費及び一般管理費		1,122,575
営業利益		103,457
営業外収益		
受取利息	28	
受取手数料	521	
受取保険料	312	
補助金収入	800	
為替差益	8	
持分法による投資利益	51,342	
その他の	62	53,075
営業外費用		
支払利息	12	
自己株式取得費用	260	
その他	23	296
経常利益		156,236
特別利益		
投資有価証券売却益	22	22
税金等調整前当期純利益		156,259
法人税、住民税及び事業税	29,198	
法人税等調整額	6,081	35,280
当期純利益		120,978
親会社株主に帰属する当期純利益		120,978

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自令和3年4月1日)
(至令和4年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	286,136	261,136	1,338,608	△379	1,885,502
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△22,503		△22,503
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	286,136	261,136	1,316,104	△379	1,862,998
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			120,978		120,978
自 己 株 式 の 取 得				△260,581	△260,581
当 期 変 動 額 合 計	－	－	120,978	△260,581	△139,602
当 期 末 残 高	286,136	261,136	1,437,083	△260,960	1,723,396

	純資産合計
当 期 首 残 高	1,885,502
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	△22,503
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	1,862,998
当 期 変 動 額	
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	120,978
自 己 株 式 の 取 得	△260,581
当 期 変 動 額 合 計	△139,602
当 期 末 残 高	1,723,396

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- (1) 連結の範囲に関する事項
- ・連結子会社の数 1社
 - ・連結子会社の名称 株式会社シャインテック
- 当連結会計年度において、株式会社シャインテックの株式を取得し子会社化したため、連結の範囲に含めております。
- (2) 持分法の適用に関する事項
- ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況
- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 1社
 - ・会社等の名称 株式会社エヌ・エフ・ラボラトリーズ
- 当連結会計年度より、株式会社エヌ・エフ・ラボラトリーズを持分法適用の範囲に含めております。
- ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況
- 該当事項はありません。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項
- 連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
- (4) 会計方針に関する事項
- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
- (イ) その他有価証券
- ・市場価格のない株式等
- 主として移動平均法による原価法によっております。
- (ロ) 棚卸資産
- ・製品、仕掛品
- 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- (イ) 有形固定資産（リース資産を除く）
- 当社及び連結子会社は定率法によっております。
- ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|---------|
| 建物 | 10年～18年 |
| 車両運搬具 | 4年～6年 |
| 工具、器具及び備品 | 3年～6年 |
- (ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）
- ・市場販売目的のソフトウェア
- 見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。
- ・自社利用のソフトウェア
- 社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・商標権
- 定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度末における計上額はありません。

(ロ) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。なお、当連結会計年度末における計上額はありません。

(ハ) 賞与引当金

連結子会社の従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(イ) セキュリティプロダクト

セキュリティプロダクトにおいては、ソフトウェアライセンスの使用許諾、買取型ソフトウェアの販売及び保守サービスの提供を行っております。ソフトウェアライセンスの使用許諾については、ライセンス契約に基づきライセンス使用許諾期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は主として履行義務の充足前の一時点に前もって受領しております。買取型ソフトウェアの販売については顧客の検収が完了した段階で一時点で収益を認識しております。取引の対価は主として履行義務を充足してから概ね3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。保守サービスについては、保守契約に基づき保守期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は主として履行義務の充足前の一時点に前もって受領しております。

(ロ) セキュリティサービス

セキュリティサービスにおいては、セキュリティに関する調査、研究、受託開発等を行っております。作業の進捗に伴って顧客に成果が移転するため、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積もることにより、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積り方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が短かつ少額なもの及び一時点で履行義務が充足される場合は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(ハ) ソフトウェア開発・テスト

ソフトウェア開発・テストにおいては、ソフトウェアの開発、品質保証等を行っております。履行義務は契約期間にわたり役務を提供することであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、契約に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね2か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内のその効果が発現すると見積もられる期間で均等償却することとしております。なお、株式会社シャインテックの株式取得に伴うのれんの償却期間は10年であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で売上高を認識することとしております。

これにより、一部の製品に区分しているライセンスに係る収益について、従来は一時点で収益を認識しておりましたが、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、知的財産を使用する権利であるライセンスに係る収益について、従来は一時点で収益を認識しておりましたが、ライセンスと保守サービスの2つの履行義務として認識し、保守サービスに係る収益については一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。サービス事業につきましては、期間が短かつ少額なものを除き、履行義務の充足に係る進捗度に応じ、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積り方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高は22,503千円減少しております。また、当連結会計年度の売上高、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ8,682千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、流動資産に表示していた「売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金」及び「契約資産」として表示することとし、「流動負債」に表示していた「前受収益」、「固定負債」に表示していた「長期前受収益」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(2) 時価の算定に関する会計基準

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 11,932千円

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来の課税所得に関する収益見通しを含めた様々な予測、仮定に基づいて繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断をしております。

一時差異等加減算前課税所得は、利益計画の前提となった数値を基に、経営環境などの外部要因、当社グループで用いている予算などの内部情報、過去実績などからの計画進捗状況等を考慮し、適宜修正し、見積っております。

将来の課税所得が生じる時期及び金額は、今後の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類における繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 50,864千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 8,190,000株

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 120,134株

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金及び設備投資は、計画に照らして原則として自己資金にてまかなうこととしており、不足が生じる場合は、主に銀行借入にて調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクをヘッジするために利用する可能性があります。投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は非上場株式であり、流動性が乏しいことに加え、発行会社の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び未払費用は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、「与信管理規程」に従い、営業部門及び経営管理部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を確認するとともに財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、経営管理部門が定期的に発行会社の財務状況等を把握しております。

(ロ) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき経営管理部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などによりリスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注1）参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
差入保証金	28,437	26,848	△1,588
資産計	28,437	26,848	△1,588

現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

（注1）市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	300
関係会社株式	254,529

非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,644,222	—	—	—
売掛金	244,372	—	—	—
合計額	1,888,595	—	—	—

差入保証金は回収日が確定していないため、上表には記載しておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	26,848	—	26,848
資産計	—	26,848	—	26,848

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価については、信用リスクが僅少であるため、回収予定額を契約期間に対応する国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	サイバー・セキュリティ事業				ソフトウェア 開発・テスト 事業	
	ナショナル セキュリティ セクター	パブリック セクター	プライベート セクター	計		
セキュリティプロダクト	3,732	309,810	857,281	1,170,824	—	1,170,824
セキュリティサービス	50,748	221,700	44,517	316,966	—	316,966
ソフトウェア開発・テスト	—	—	—	—	291,553	291,553
顧客との契約から生じる 収益	54,481	531,510	901,799	1,487,790	291,553	1,779,344
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	54,481	531,510	901,799	1,487,790	291,553	1,779,344

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4) 会計方針に関する事項⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度の当社グループにおける顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりです。

(単位：千円)

	令和4年3月31日	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	255,678	244,372
契約資産	—	9,340
契約負債	684,767	625,735

契約資産は、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが、未請求の作業に係る対価に関連するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、使用許諾期間にわたり収益を認識するソフトウェアライセンスの使用許諾契約に関して、履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受額に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

契約負債の増減は、履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受額の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は451,455千円であります。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益額には重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

(単位：千円)

	1年以内	1年超	合計
当連結会計年度	388,128	237,607	625,735

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	213円56銭
(2) 1株当たりの当期純利益	14円96銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得に係る事項の決定)

当社は、令和4年5月13日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議いたしました。

(1) 自己株式取得の理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び株主還元策の一環として、自己株式を取得するものであります。

(2) 取得に係る事項の内容

- ①取得対象株式の種類 当社普通株式
- ②取得し得る株式の総数 160,000株を上限とする
発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 2.0%
- ③株式の取得価額の総額 2億円を上限とする
- ④取得期間 令和4年5月17日～令和4年6月16日
- ⑤取得方法 東京証券取引所における市場買付け

10. その他の注記

(企業結合に関する注記)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社シャインテック

事業の内容 第三者評価、PM支援、システム設計

(2) 企業結合を行った主な理由

当社の持つサイバー・セキュリティ技術をシャインテックに提供し、サイバー・セキュリティ関連サービスを含む、幅広いサービスを提供することを目的としております。

(3) 企業結合日

令和3年5月25日（株式取得日） 令和3年6月30日（みなし取得日）

(4) 企業結合の法的形式 株式取得

(5) 結合後企業の名称 結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率 100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とする株式取得による企業結合であるため、当社を取得企業としております。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

みなし取得日が令和3年6月30日であるため、令和3年7月1日から令和4年3月31日までの業績を当連結会計年度に係る連結損益計算書に含めております。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	190,000千円
取得原価		190,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 29,262千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額 139,728千円

(2) 発生原因 主として今後の期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間 10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	101,330千円
固定資産	7,954千円
資産合計	109,284千円
流動負債	49,764千円
固定負債	9,248千円
負債合計	59,013千円

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,854,106	流動負債	687,343
現金及び預金	1,585,078	買掛金	1,689
売掛金	206,026	未払金	31,679
契約資産	9,340	未払費用	8,882
製品	488	未払法人税等	527
仕掛品	679	未払消費税等	7,570
前払費用	22,688	預り金	11,259
その他	29,803	契約負債	625,735
固定資産	491,865	固定負債	9,935
有形固定資産	36,081	資産除去債務	9,935
建物	18,407		
工具、器具及び備品	17,673	負債合計	697,279
無形固定資産	37,692	(純資産の部)	
商標権	85	株主資本	1,648,693
ソフトウェア	26,886	資本金	286,136
ソフトウェア仮勘定	10,721	資本剰余金	261,136
投資その他の資産	418,092	資本準備金	261,136
投資有価証券	300	利益剰余金	1,362,380
関係会社株式	379,262	その他利益剰余金	1,362,380
長期前払費用	1,019	繰越利益剰余金	1,362,380
差入保証金	28,243	自己株式	△260,960
繰延税金資産	9,266	純資産合計	1,648,693
資産合計	2,345,972	負債純資産合計	2,345,972

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自令和3年4月1日)
(至令和4年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,487,790
売 上 原 価		316,920
売 上 総 利 益		1,170,870
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,056,618
営 業 利 益		114,252
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	17	
受 取 手 数 料	521	
補 助 金 収 入	800	
為 替 差 益	8	
そ の 他	62	1,410
営 業 外 費 用		
自 己 株 式 取 得 費 用	260	
そ の 他	23	283
経 常 利 益		115,378
税 引 前 当 期 純 利 益		115,378
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	18,214	
法 人 税 等 調 整 額	7,600	25,814
当 期 純 利 益		89,564

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自令和3年4月1日)
(至令和4年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産 合計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式		株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	286,136	261,136	261,136	1,295,320	1,295,320	△379	1,842,214	1,842,214
会計方針の変更による累積的影響額				△22,503	△22,503		△22,503	△22,503
会計方針の変更を反映した当期首残高	286,136	261,136	261,136	1,272,816	1,272,816	△379	1,819,710	1,819,710
当期変動額								
当期純利益				89,564	89,564		89,564	89,564
自己株式の取得						△260,581	△260,581	△260,581
当期変動額合計	—	—	—	89,564	89,564	△260,581	△171,017	△171,017
当期末残高	286,136	261,136	261,136	1,362,380	1,362,380	△260,960	1,648,693	1,648,693

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。
- ・その他有価証券
市場価格のない株式等
主として移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産

- ・製品、仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～18年

工具、器具及び備品 4年～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

- ・自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ・商標権

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末における計上額はありません。

② 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。なお、当事業年度末における計上額はありません。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(イ) セキュリティプロダクト

セキュリティプロダクトにおいては、ソフトウェアライセンスの使用許諾、買取型ソフトウェアの販売及び保守サービスの提供を行っております。ソフトウェアライセンスの使用許諾については、ライセンス契約に基づきライセンス使用許諾期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は主として履行義務の充足前の一時点に前もって受領しております。買取型ソフトウェアの販売については顧客の検収が完了した段階で一時点で収益を認識しております。取引の対価は主として履行義務を充足してから概ね3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。保守サービスについては、保守契約に基づき保守期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は主として履行義務の充足前の一時点に前もって受領しております。

(ロ) セキュリティサービス

セキュリティサービスにおいては、セキュリティに関する調査、研究、受託開発等を行っております。作業の進捗に伴って顧客に成果が移転するため、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積もることにより、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積り方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が短かつ少額なもの及び一時点で履行義務が充足される場合は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で売上高を認識することとしております。

これにより、一部の製品に区分しているライセンスに係る収益について、従来は一時点で収益を認識しておりましたが、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、知的財産を使用する権利であるライセンスに係る収益について、従来は一時点で収益を認識しておりましたが、ライセンスと保守サービスの2つの履行義務として認識し、保守サービスに係る収益については一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。サービス事業につきましては、期間が短くかつ少額なものを除き、履行義務の充足に係る進捗度に応じ、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積り方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高は22,503千円減少しております。また、当事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ8,682千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、流動資産に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」として表示することとし、「流動負債」に表示していた「前受収益」、「固定負債」に表示していた「長期前受収益」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(2) 時価の算定に関する会計基準

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 9,266千円

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来の課税所得に関する収益見通しを含めた様々な予測、仮定に基づいて繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断をしております。

一時差異等加減算前課税所得は、利益計画の前提となった数値を基に、経営環境などの外部要因、当社で用いている予算などの内部情報、過去実績などからの計画進捗状況等を考慮し、適宜修正し、見積っております。

将来の課税所得が生じる時期及び金額は、今後の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類における繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 42,166千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 10,583千円

短期金銭債務 1,689千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 23,345千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 8,190,000株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 120,134株
- (3) 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
- (4) 当事業年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	466千円
未払事業所税	563千円
一括償却資産	2,835千円
減価償却超過額	964千円
資産除去債務	3,042千円
収益認識基準適用による利益剰余金の修正	7,273千円
繰延税金資産小計	15,145千円
評価性引当額	△3,042千円
繰延税金資産合計	12,102千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△2,836千円
繰延税金負債合計	△2,836千円
繰延税金資産の純額	9,266千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.10%
住民税均等割	0.71%
法人税等の特別控除	△9.30%
評価性引当額の増減	1.31%
その他	△1.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.37%

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

連結注記表「7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

連結注記表「7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	204円30銭
(2) 1株当たりの当期純利益	11円07銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得に係る事項の決定)

当社は、令和4年5月13日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議いたしました。

(1) 自己株式取得の理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び株主還元策の一環として、自己株式を取得するものであります。

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|-------------|---|
| ①取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| ②取得し得る株式の総数 | 160,000株を上限とする
発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 2.0% |
| ③株式の取得価額の総額 | 2億円を上限とする |
| ④取得期間 | 令和4年5月17日～令和4年6月16日 |
| ⑤取得方法 | 東京証券取引所における市場買付け |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年5月23日

株式会社F F R I セキュリティ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	富 永 貴 雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清 水 俊 直

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社F F R I セキュリティの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社F F R I セキュリティ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年5月23日

株式会社F F R I セキュリティ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	富 永 貴 雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清 水 俊 直

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社F F R I セキュリティの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月24日

株式会社 F F R I セキュリティ 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員	原	澤	一	彦	㊟
監 査 等 委 員	松	本		勉	㊟
監 査 等 委 員	山	口	功	作	㊟
監 査 等 委 員	平	山	孝	雄	㊟

(注) 監査等委員松本勉、山口功作及び平山孝雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当社の事業内容の明確化及び今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するとともに、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり現行定款を変更するものであります。

- ①変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第13条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(3) 経営及び監査体制の強化のため、現行定款第19条（取締役の員数）に定める取締役の員数枠を増加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 （記載省略）	第1条 （現行どおり）
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1 コンピュータセキュリティの研究、コンサルティング、情報提供、教育	1 コンピュータセキュリティの研究、コンサルティング、情報提供、教育

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 ネットワークシステムの研究、コンサルティング、情報提供、教育</p> <p>3 コンピュータソフトウェア及びコンピュータプログラムの企画、開発、販売、リース、保守、管理、運営及びこれらに関する著作権、出版権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権等の財産権取得、譲渡、貸与及び管理 (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>4 上記事業に関連する一切の業務</p> <p>第3条～第4条 (記載省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第5条～第11条 (記載省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 (記載省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>2 ネットワークシステムの研究、コンサルティング、情報提供、教育</p> <p>3 コンピュータソフトウェア及びコンピュータプログラムの企画、開発、<u>検証</u>、販売、リース、保守、管理、運営及びこれらに関する著作権、出版権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権等の財産権取得、譲渡、貸与及び管理</p> <p>4 <u>コンピュータハードウェアの企画、開発、製造、検査、販売、リース、保守、管理及び運営</u></p> <p>5 <u>労働者派遣事業</u></p> <p>6 上記事業に関連する一切の業務</p> <p>第3条～第4条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第5条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第14条～第17条 (記載省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (記載省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は6名以内とする。</p> <p>②当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、4名以内とする。</p> <p>第20条～第31条 (記載省略)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>第32条～第36条 (記載省略)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第40条 (記載省略)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第41条～第44条 (記載省略)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>①当社は、第9回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>②第9回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。</p>	<p>第14条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は8名以内とする。</p> <p>②当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、6名以内とする。</p> <p>第20条～第31条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>第32条～第36条 (現行どおり)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第40条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第41条～第44条 (現行どおり)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、第9回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>②第9回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等に関する経過措置) <u>第2条 定款第13条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u> <u>②前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> <u>③本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘事項はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	う かい ゆう じ 鵜 飼 裕 司 (昭和48年2月17日生) (再任)	平成12年4月 イーストマンコダックジャパン株式会社 入社 平成15年3月 eEye Digital Security社(現Beyond Trust社) 入社 平成19年7月 当社設立 取締役副社長最高技術責任者 平成21年3月 代表取締役社長 (現任)	1,942,000株
(取締役会の出席回数) 14回/14回 (取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由) 当社の創業者であり、サイバー・セキュリティに対する深い知識と経験及び実績を有しており、当社の代表取締役として強いリーダーシップを発揮し、企業価値向上において重要な役割を果たしております。以上より、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	かな い りょう じ 金 居 良 治 (昭和50年1月17日生) (再任)	平成16年10月 eEye Digital Security社(現 Beyond Trust社) 入社 平成19年7月 当社設立 取締役技術担当 平成21年3月 取締役最高技術責任者 平成30年6月 専務取締役最高技術責任者(現任) 令和4年4月 ナショナル・セキュリティ研究開発本部長(現任)	1,441,600株
		(取締役会の出席回数) 14回/14回 (取締役(監査等委員である取締役を除く。))候補者とした理由) 当社の創業者であり、サイバー・セキュリティに対する深い知識と経験及び実績を有しており、当社の専務取締役最高技術責任者として技術面で重要な役割を果たしております。このような経験と実績は引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
3	た なか しげ き 田 中 重 樹 (昭和43年1月13日生) (再任)	平成16年6月 バリオセキュア・ネットワークス株式会社(現 バリオセキュア株式会社) 入社 平成20年12月 当社入社 管理部長 平成21年4月 経営管理本部長 平成21年6月 取締役最高財務責任者 平成30年6月 常務取締役最高財務責任者(現任) 令和4年4月 経営管理本部長(現任)	170,000株
		(取締役会の出席回数) 14回/14回 (取締役(監査等委員である取締役を除く。))候補者とした理由) これまで当社の常務取締役最高財務責任者として管理部門全体のマネジメントを担当し、コーポレート・ガバナンスを中心に重要な役割を果たしております。このような経験と実績は引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	かわ はら いち ろう 川 原 一 郎 (昭和45年3月18日生) (再任)	平成10年4月 株式会社システムプロ(現 株式会社システナ) 入社 平成19年7月 インフォサイエンス株式会社 入社 平成24年3月 当社入社 技術戦略室 シニア・マネージャー 平成26年4月 執行役員 事業推進本部長 平成30年6月 取締役 事業推進本部長 令和4年4月 取締役 事業開発本部長(現任)	3,600株
<p>(取締役会の出席回数) 14回/14回 (取締役(監査等委員である取締役を除く。))候補者とした理由) これまで当社の取締役事業開発本部長として事業開発部門全体のマネジメントを担当し、重要な役割を果たしております。このような経験と実績は引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
5	うめ はし かず み 梅 橋 一 充 (昭和55年2月19日生) (再任)	平成13年4月 富士インフォックス・ネット株式会社 入社 平成18年4月 ソーバル株式会社 入社 平成20年4月 当社入社 平成24年4月 執行役員 プロダクト開発第二部長 平成30年6月 取締役 製品開発本部長 令和4年4月 取締役 技術本部長(現任)	2,000株
<p>(取締役会の出席回数) 14回/14回 (取締役(監査等委員である取締役を除く。))候補者とした理由) これまで当社の取締役技術本部長として技術部門全体のマネジメントを担当し、重要な役割を果たしております。このような経験と実績は引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	いけ だ あき お 池 田 昭 雄 (昭和32年8月26日生) (新任)	平成2年7月 インテルジャパン株式会社 入社 平成9年8月 アップルジャパン株式会社 入社 平成18年7月 サン・マイクロシステムズ株式会社 入社 平成23年5月 株式会社シマンテック 入社 令和2年1月 当社入社 令和2年3月 パブリックセキュリティ事業部長 令和3年4月 営業本部長 (現任)	一株
<p>(取締役会の出席回数) 一回/14回</p> <p>(取締役(監査等委員である取締役を除く。)) 候補者とした理由)</p> <p>これまで当社の営業本部長として営業部門全体のマネジメントを担当し、重要な役割を果たしております。このような経験と実績は引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することとなる損害賠償請求金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしています(ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令等に違反することを認識しながら行った行為などを除く。)。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 鵜飼裕司氏の所有株式数には、令和3年3月16日付で締結した管理信託契約に伴い株式会社SMBC信託銀行が保有している株式数(令和4年3月31日現在600,000株)を含めて表記しております。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査体制の強化のため1名増員いたしたく、第1号議案の「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	原 澤 一 彦 (昭和42年10月2日生) (再任)	平成5年4月 日産ディーゼル工業株式会社(現 UD トラックス株式会社) 入社 平成25年5月 当社入社 経営管理本部 総務部長 平成27年10月 経営管理本部 副本部長 平成30年6月 取締役(常勤監査等委員) (現任)	6,000株
<p>(取締役会の出席回数) 14回/14回 (監査等委員会の出席回数) 13回/13回 (監査等委員である取締役候補者とした理由)</p> <p>同氏はこれまで当社の総務部長、経営管理本部副本部長を歴任するとともに、監査等委員会の補助業務に従事し、監査等委員である取締役及び内部監査部門との連携など、当社の発展に貢献してまいりました。上記理由から、当社における豊富な経験と実績を活かし、常勤の監査等委員である取締役としての的確、公正に職務執行を遂行できると判断し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することが期待できるため、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
2	まつもと つとむ 松 本 勉 (昭和33年10月20日生) (再任)	昭和61年4月 横浜国立大学工学部電子情報工学科 専任講師 平成元年11月 横浜国立大学工学部電子情報工学科 助教授 平成2年4月 日本銀行金融研究所 客員研究員 平成13年4月 横浜国立大学大学院 環境情報研究 院 教授 (現任) 平成25年12月 横浜国立大学 先端科学高等研究院 情報・物理セキュリティ研究ユニッ ト 主任研究者 (現任) 平成28年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) 平成30年11月 国立研究開発法人産業技術総合研究所 サイバーフィジカルセキュリティ研究 センター 研究センター長 (現任)	一株
<p>(取締役会の出席回数) 14回/14回 (監査等委員会の出席回数) 13回/13回 (監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>同氏は長年情報工学の研究に取り組んでおり、幅広い見識と豊富な経験を有しているため、引き続き当該知見や経験等を当社の経営に活かして、特に当社のセキュリティ研究開発事業について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待しております。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由から、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
3	やまぐち こう さく 山 口 功 作 (昭和46年12月24日生) (再任)	平成7年9月 株式会社ヴィット 入社 平成12年10月 株式会社ユーザーズサイド 入社 平成15年6月 駐日エストニア共和国大使館 エンタープライズ・エストニア日 本支局長 平成28年3月 株式会社Cysec-Lab設立 代表取締役 平成30年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) 令和2年3月 合同会社側用人 代表社員 (現任) 令和2年11月 xID株式会社 社外取締役 (現任)	一株
<p>(取締役会の出席回数) 14回/14回 (監査等委員会の出席回数) 13回/13回 (監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>同氏は情報通信分野における豊富な経験と実績を有しているため、引き続き当該知識や経験等を当社の経営に活かして、特に当社の企業経営について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待しております。上記理由から、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
4	ひら やま たか お 平 山 孝 雄 (昭和25年9月13日生) (再任)	平成10年12月 防衛庁 海上幕僚監部 通信課長 平成15年8月 海上自衛隊 システム通信隊群司令 平成20年8月 株式会社シマンテック総合研究所 取締役会長 平成26年3月 ヴィエムウェア株式会社 公共営業部 アドバイザー (現任) 令和2年6月 当社社外取締役(監査等委員) (現任) 令和3年3月 UiPath株式会社 通信・公共営業本部 顧問 (現任) 令和3年9月 KELA株式会社 シニアアドバイザー (現任)	一株
<p>(取締役会の出席回数) 14回/14回 (監査等委員会の出席回数) 13回/13回 (監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>同氏はナショナルセキュリティにおける情報通信分野の豊富な経験と実績を有しているため、引き続き当該知識や経験等を活かして、特に当社のナショナルセキュリティ事業について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待しております。上記理由から、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものがあります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	なか やま やす ひで 中山泰秀 (昭和45年10月14日生) (新任)	平成5年4月 株式会社電通 入社 平成15年11月 衆議院議員 平成26年7月 学校法人追手門学院 名誉理事 (現任) 平成26年7月 追手門学院大学 客員教授 (現任) 平成26年9月 外務副大臣 平成27年6月 ブリガム・ヤング大学 ハワイ校 客員教授 (現任) 平成29年11月 衆議院外務委員会 委員長 平成30年10月 自由民主党サイバーセキュリティー 対策本部 副本部長 令和2年9月 防衛副大臣 兼 内閣府副大臣 令和3年11月 自由民主党政務調査会長特別補佐 (現任)	一株
<p>(取締役会の出席回数) -回/14回 (監査等委員会の出席回数) -回/13回 (監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>同氏は外交・ナショナルセキュリティ分野における豊富な経験と実績を有しており、当該知識や経験等を活かして、特に当社のサイバー・セキュリティ事業について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待しております。上記理由から、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松本勉氏、山口功作氏、平山孝雄氏及び中山泰秀氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、松本勉氏、山口功作氏及び平山孝雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1千万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、中山泰秀氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、監査等委員である当社取締役を含む被保険者が負担することとなる損害賠償請求金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしています（ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令等に違反することを認識しながら行った行為などを除く。）。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 松本勉氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
6. 山口功作氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
7. 平山孝雄氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
8. 当社は、松本勉氏、山口功作氏及び平山孝雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、中山泰秀氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

(ご参考)

株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	企業経営	サイバー防衛	公共ビジネス	技術・研究開発	営業・マーケティング	財務・ファイナンス	人事労務・総務法務	コーポレートガバナンス
鵜飼 裕司	●	●	●	●				
金居 良治		●		●				
田中 重樹						●	●	●
川原 一郎					●			
梅橋 一充				●				
池田 昭雄			●		●			
原澤 一彦							●	●
松本 勉				●				
山口 功作	●		●					
平山 孝雄		●						
中山 泰秀	●	●	●					

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
もり 達 哉 (昭和48年6月9日生)	平成11年4月 日本電信電話株式会社 入社 平成22年10月 日本電信電話株式会社 サービスインテグレーション基盤研究所 参事(主任研究員) 平成25年4月 早稲田大学 基幹理工学部 准教授 平成26年4月 社会福祉法人ハッピーネット 評議員(現任) 平成30年4月 早稲田大学 基幹理工学部 教授(現任) 平成30年5月 理化学研究所 革新知能統合研究センター 客員研究員(現任) 平成31年4月 情報通信研究機構 サイバーセキュリティ研究所 招へい専門員(現任) 令和2年4月 内閣サイバーセキュリティセンター 研究開発戦略専門調査会 委員(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 森達哉氏は補欠の社外取締役候補者であります。
3. 森達哉氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、同氏は情報セキュリティの研究者として高い専門性を持つほか、幅広い見識と豊富な経験を有しており、当該知識や経験等を当社の経営に活かして、特に当社のセキュリティ研究開発事業について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 森達哉氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1千万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、監査等委員である当社取締役を含む被保険者が負担することとなる損害賠償請求金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしています（ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令等に違反することを認識しながら行った行為などを除く。）。森達也氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の決定に基づいております。

また、監査等委員会がアスカ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の独立性、専門性、品質管理体制、監査の実施状況及び監査報酬などを総合的に勘案した結果、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(令和4年3月31日現在)

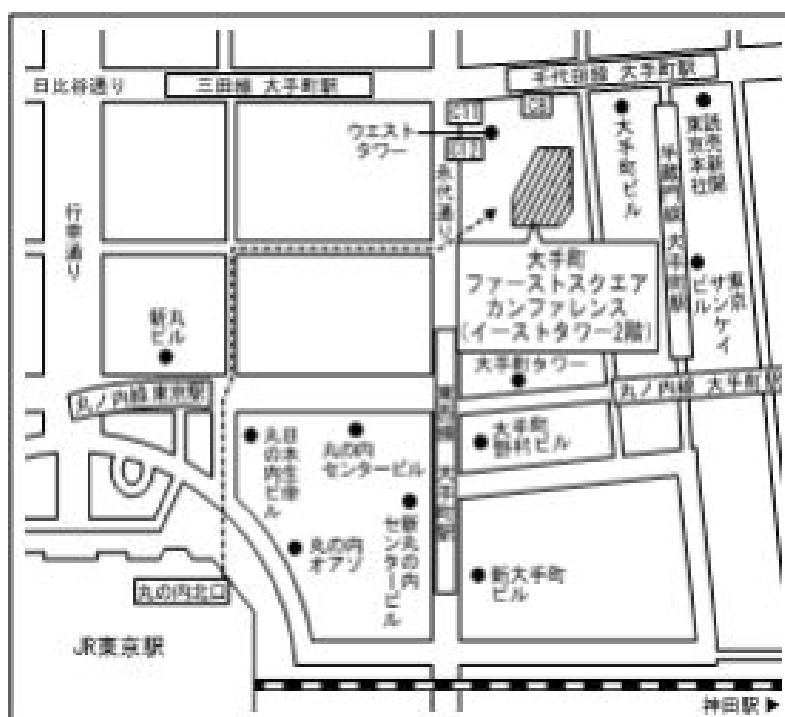
名 称	アスカ監査法人		
事務所	主たる事務所 東京都港区西新橋2丁目7番4号 CJビル6階 その他の事務所 大阪府大阪市北区梅田1丁目2番2号大阪駅前第2ビル3階		
沿 革	昭和59年9月	アスカ公認会計士共同事務所設立	
	昭和62年4月	アスカ監査法人設立	
	平成16年4月	大阪事務所開設	
	平成16年10月	TIAGのメンバーファームとなる	
	平成22年9月	PCAOB に登録	
概 要	資本金	18百万円	
	構成人員 (非常勤含む)	社員 (公認会計士)	7名
		専門職員 (公認会計士)	18名
		専門職員 (公認会計士試験合格者)	13名
		その他	9名
	合計	47名	
	関与会社	45社	

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエアカンファレンス
イーストタワー2階 Room Aが会場です。

会場ビルは、セキュリティ強化のため、エレベーターホール入口にゲートが設置されております。お越しになる際には、セキュリティカードが必要となります。お手数ですが、1階エントランス内のカンファレンス専用受付にてお受取りになり、ご来場ください。



最寄駅

J R 東京駅丸の内北口 徒歩4分
地下鉄 (東京メトロ丸の内線/東西線/千代田線/半蔵門線/都営地下鉄三田線)
大手町駅C8・C11・C12出口 徒歩1分